

(素案)

# 第4次秋田市食育推進計画

元気なあきたは食事から  
～食を通じて健康な心と体をはぐくもう～

令和 年 月

秋田市

## 卷頭言

# 目 次

## 第1章 基本的な考え方

|           |   |
|-----------|---|
| 1 計画策定の趣旨 | 1 |
| 2 計画の位置付け | 2 |
| 3 基本理念    | 2 |
| 4 計画の期間   | 2 |

## 第2章 食育の現状と第3次計画の成果

|                     |   |
|---------------------|---|
| 1 食育の現状             | 3 |
| 2 第3次計画「計画推進の指標」の成果 | 4 |
| 3 第3次計画「これまでの取組と課題」 | 5 |

## 第3章 第4次計画の取組

|                      |    |
|----------------------|----|
| 1 基本方針と主な取組          | 7  |
| 基本方針1 食を通じた健康づくりの推進  | 7  |
| 基本方針2 基本的な食習慣の形成と定着  | 10 |
| 基本方針3 食に関する実践活動の促進   | 11 |
| 基本方針4 地域の食と食文化への理解促進 | 12 |
| 2 数値目標               | 13 |

## 第4章 ライフステージに応じた取組の視点

15

## 第5章 計画の推進

|                   |    |
|-------------------|----|
| 1 計画の推進体制         | 17 |
| 2 計画の進捗管理         | 17 |
| 3 食育を推進する場と期待する役割 | 18 |

## 資料編

|                |    |
|----------------|----|
| 食育基本法          | 19 |
| 秋田市食育推進委員会設置要綱 | 27 |
| 第4次計画の策定経過（予定） | 28 |

# 第1章 基本的な考え方

## 1 計画策定の趣旨

「食」は、命の源であり、私たち人間が生きるために欠かせないものです。

また、食は食べる行為そのものだけではなく、家庭や地域、生産者など多くの人々が密接に関わり合いながら成り立っています。

そのため、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活の実践を図ること、すなわち「食育」により、おいしく楽しく食べることやそれを支える社会や環境を持続可能なものにしていくことが重要となります。

国では、食育に関する施策を総合的かつ計画的に進めることを目的に、平成17年6月に「食育基本法」を、平成18年3月には「食育推進基本計画」を定め、食育を国民運動の一環として推進しています。

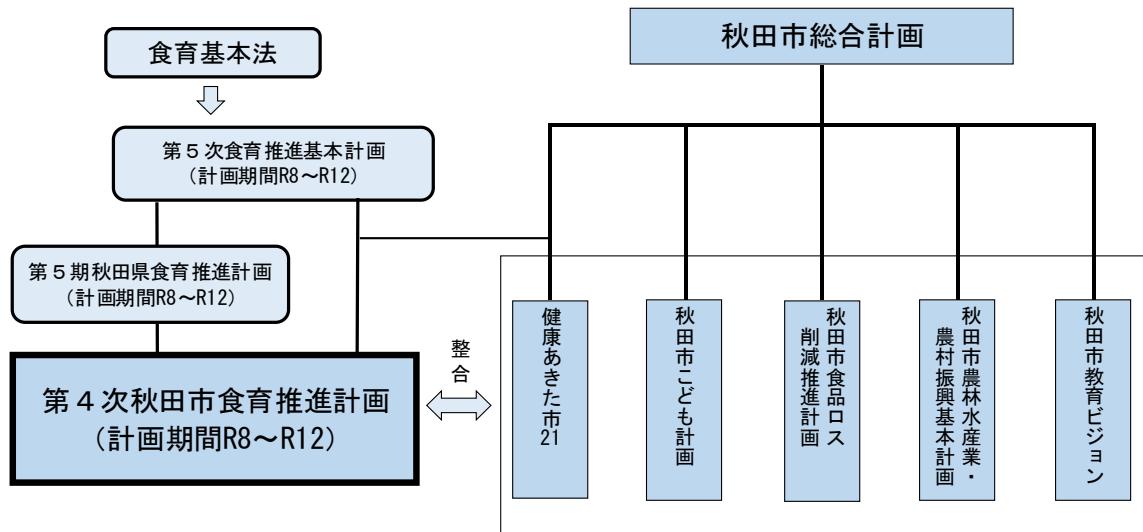
このような国の動向を踏まえ、本市では、平成24年3月に「元気なあきたは食事から」を基本理念とする「秋田市食育推進計画」を策定しました。その後、平成28年3月には「第2次秋田市食育推進計画」、令和3年3月には「第3次秋田市食育推進計画」（以下「第3次計画」という。）を策定し、家庭や地域、教育・保育施設、小中学校、生産者等と連携して食育の推進に取り組んできました。

この第3次計画の計画期間が令和7年度末で終了することから、これまでの取組の成果や課題、国の動向等を踏まえ、本市における今後の食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、「第4次秋田市食育推進計画」（以下「第4次計画」という。）を策定するものです。

## 2 計画の位置付け

本計画は、食育基本法第18条に基づく「市町村食育推進計画」であり、国の「食育推進基本計画」、および県の「秋田県食育推進計画」を基本として、元気な秋田市づくりに向けた食育の推進にあたっての基本的な考え方や望ましい行動を取りまとめたものです。

また、「秋田市総合計画」の個別計画として位置付けるとともに、本市関連計画との整合性を図ります。



## 3 基本理念

本市では、市民一人ひとりが生き生きと暮らすために、食に関する知識を身につけ、子ども（乳幼児期を含む）から高齢者まで、生涯にわたって健康な心と体をつくり、豊かな人間性をはぐくんでいけるよう、次のように基本理念を定め、食育の推進に取り組みます。

**基本理念**　　**元気なあきたは食事から**  
　　**～食を通じて健康な心と体をはぐくもう～**

## 4 計画の期間

本計画の期間は、令和8年度から12年度までの5年間とします。

なお、状況の変化などが生じた場合には、必要に応じて、計画内容を見直すこととします。

## 第2章 食育の現状と第3次計画の成果

### 1 食育の現状

本市は豊かな自然に囲まれ、新鮮な農産物・水産物等を食材として豊かな食生活を実現できる環境に恵まれています。

その一方で、近年のライフスタイルの多様化は、市民の食生活にも影響を与えており、特に若い年代では食習慣の乱れによる生活習慣病のリスクが高まっています。具体的には、朝食の欠食、野菜摂取量の減少、肥満の増加などが挙げられます。また、食べ残し等による食品廃棄や食品の安全性への不安など、食に関する様々な問題が生じています。

さらに、核家族や共働き世帯が増加する中で、家族そろって食事をする「共食」の機会が減り、家庭や地域で受け継がれてきた家庭料理や郷土料理などの食文化も継承されにくい状況にあります。

このような現状を踏まえ、食育の目的である「健全な食生活を実践できる人を育てる」ため、私たち一人ひとりが、食生活や健康をもう一度見つめ直し、食に関する知識を習得するとともに、次の時代を担う子どもから高齢者までの多様な暮らしに対応した、生涯を通じた食育を推進することが求められています。また、社会のデジタル化の進展を踏まえ、市民に幅広く情報発信するためには、デジタルツールやインターネット等のＩＣＴ（情報通信技術）を積極的に活用していくことが必要です。

## 2 第3次計画「計画推進の指標」の成果

第3次計画では、食育を積極的に推進するため、5つの基本方針に対する指標を定め、計画の進行管理と評価を行いながら取り組んできました。

5つの指標の達成状況は、「目標として設定した状態を達成しているもの」が1項目、「目標に向けて改善がみられたが、目標として設定した状態には至らなかつたもの」が2項目、「改善がみられなかったもの」が2項目でした。

| 基本方針            | 指標  | 計画策定時            | 目標値<br>(最終年次) | 実績値<br>(最新)      | 評価 |
|-----------------|---|------------------|---------------|------------------|----|
| (1) 健康な心身をつくろう  | 肥満傾向にある子どもの割合<br>(小学生:肥満度20%以上)<br><br>※関連計画:健康あきた市21                 | 8.8%<br>(R元年度)   | 減少傾向          | 10.7%<br>(R6年度)  | △  |
| (2) 食を体験しよう     | 都市農村交流人口<br><br>※農業体験交流など、都市農村交流イベントの参加者数<br>※関連計画:秋田市農林水産業・農村振興基本計画  | 2,389人<br>(R元年度) | 3,000人        | 2,617人<br>(R6年度) | ○  |
| (3) 地域の食文化を学ぼう  | 学校給食に使用する市内産農産加工品の品目数   | 7品目<br>(R2年度)    | 15品目          | 4品目<br>(R6年度)    | △  |
| (4) 食の安全について知ろう | アレルギーわいわいだんぎの参加者の満足度<br><br>※食物アレルギー児を持つ保護者に情報交換や仲間づくりの場を提供する講座のアンケート | 100%<br>(R2年度)   | 100%          | 100%<br>(R7年度)   | ◎  |
| (5) 食育を広げよう     | 市立小・中学校で食育に関わる学校訪問の実施回数<br><br>※関連計画:秋田市教育ビジョン                        | 6校<br>(R元年度)     | 12校           | 11校<br>(R6年度)    | ○  |

### [評価の判定]

| 評価 | 判定                                   |
|----|--------------------------------------|
| ◎  | 目標として設定した状態を達成しているもの                 |
| ○  | 目標に向けて改善がみられたが、目標として設定した状態には至らなかつたもの |
| △  | 改善がみられなかったもの                         |

### 3 第3次計画「これまでの取組と課題」

#### 基本方針(1) 健康な心身をつくろう

指標 肥満傾向にある子どもの割合（小学生：肥満度20%以上）

##### 【これまでの取組と課題】

生活習慣病予防について、学校からの保健だよりや掲示物等で情報提供をしたほか、学級担任と養護教諭等が連携し、体育や特別活動等で指導してきました。

また、秋田市小児科医師会が行う調査に協力し、肥満度20%以上の児童には学級担任との面談等を行い、医療機関の受診を勧めています。

課題として、肥満の状態が継続するほど肥満を解消することが難しくなることに加え、受診に結び付かないケースも増える傾向にあります。子どもたちの生活習慣の改善が図られるよう、学校と家庭が連携し、引き続き学校からの保健だよりや学校保健委員会等の機会をとらえて啓発していく必要があります。

#### 基本方針(2) 食を体験しよう

指標 都市農村交流人口

##### 【これまでの取組と課題】

農山村地域活性化センター「さとぴあ」を拠点として、農家や地域と連携しながら、年間を通じた農業や自然体験などの多様な講座を開催したほか、農村の魅力体験ツアーや援農ボランティア等を実施したことでの都市農村交流が促進されました。

課題として、今後も内容の充実を図るため、農山村地域の受け入れ態勢の強化を図り、地域が一体となった交流を推進する必要がありますが、農村地域では、少子高齢化や人口減少の本格化などにより、地域の活力が低下しており、多様な地域資源が十分に活用されなくなることが懸念されます。

### **基本方針(3) 地域の食文化を学ぼう**

**指標 学校給食に使用する市内産農産加工品の品目数**

#### **【これまでの取組と課題】**

本市と生産団体および地元食品関係企業等で構成する秋田市有望商品商品開発協議会において、市内産農産加工品の商品開発について、毎年度協議を行ってきました。

課題として、市内産農産加工品は、旬の食材に比べて高価であり、予算の制約がある学校給食において、価格面で折り合わず活用しにくいことから、コスト面の調整を図る必要があります。

### **基本方針(4) 食の安全について知ろう**

**指標 アレルギーわいわいだんぎの参加者の満足度**

#### **【これまでの取組と課題】**

食物アレルギー児への対応について情報提供することで、参加者の日々の苦労や悩み、不安などの解消を図りました。

保護者はSNSや様々な子育てイベントなどを活用し、アレルギーに関する情報を収集するようになっており、本事業は一定の役割を果たしたものと考えられます。

### **基本方針(5) 食育を広げよう**

**指標 市立小・中学校で食育に関わる学校訪問の実施回数**

#### **【これまでの取組と課題】**

教育委員会の担当指導主事が各校を訪問し、各教科等との関連を図った組織的な取組や学校給食を活用した食に関する指導の充実、家庭や地域との効果的な連携のあり方について助言し、各校の食育を推進しました。

課題として、学校における食に関する指導は、一時的な取組となる傾向が見られることから、学校全体で指導体制を整え、組織的な指導を継続的に行う必要があります。

## 第3章 第4次計画の取組

### 1 基本方針と主な取組

第3次計画の取組状況を踏まえ、基本理念を実現するために次に掲げる4つの基本方針を設定します。

基本方針ごとに具体的な取組を実施するとともに、SNS等のデジタルツールを活用し、市民等に向けて効果的な情報発信を行います。

#### <基本方針>

- 1 食を通じた健康づくりの推進
- 2 基本的な食習慣の形成と定着
- 3 食に関する実践活動の促進
- 4 地域の食と食文化への理解促進

#### 基本方針1 食を通じた健康づくりの推進

食は、私たちの健康に密接に関係しています。近年のライフスタイルの多様化は食生活にも影響を与えており、栄養の偏りや不規則な食事により、生活習慣病のリスクの増加や子どもの肥満、若年女性のやせや、高齢者の低栄養等の課題が見られるようになっています。

こうした状況を踏まえ、減塩や栄養バランスのとれた望ましい食生活に関する知識を普及することで、子どもから高齢者まで、生涯を通じた健全な食生活の実践を目指します。

中でも若い世代は進学や就職等による生活環境の変化に伴い、食に対する課題が多くなることから、大学や企業等と連携を図りながら重点的に取り組み、食への関心を高める「大人の食育」を推進します。

また、食品の安全性が損なわると、私たちの健康に影響を及ぼし、ときには重大な被害を生じさせるおそれがあります。食品を提供する生産者や事業者が、その安全性の確保に万全を期すことはもちろんですが、消費者も食品の選び方や保管方法、適切な調理等の基礎的な知識を持ち、正しく選択していく力を身につけることが大切です。そのため、適切な食品の選択等の正しい消費者教育を行うことにより、食の安全の維持向上を目指します。

＜秋田市の主な取組一覧＞ ※主な取組は計画期間中に変更となる場合があります

| 対象             | 取組内容  |
|----------------|---|
| 家庭             | メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）の要因となっている生活習慣を改善するため、対象者自らがその課題を認識し、行動変容と自己管理によって健康的な生活を維持できるよう、保健師または管理栄養士が面接等による特定保健指導を実施する。<br>【特定保健指導】 |
|                | 65歳以上を対象に望ましい食生活ができるよう、低栄養予防等に関する講話と調理実習を行う。【健康と栄養講話会】  |
|                | 65歳以上を対象に、口腔ケアについて学び、歯の健康についての自覚を高めるため、歯科医師による講話会を開催する。<br>【歯科健康講話会】  |
|                | 高齢者が発症しやすい低栄養や誤嚥性肺炎、認知症等を予防し、健康で質の高い生活を送ることができるよう、保健指導や口腔体操を行う。<br>【お口の機能向上学級】  |
| 家庭<br>地域・企業    | 国保データベース（KDB）システムから抽出した低栄養等対象者に対するアウトリーチ支援や通いの場等におけるフレイル予防など、保健事業と介護予防を一体的にした高齢者支援を行う。<br>【高齢者健康保健事業】                           |
|                | 地域住民が望ましい食習慣および生活習慣を確立し、健康な地域づくりができるよう支援するため、地域保健推進員会と協力し、地域住民を対象に講話や調理実習を行う。また、参加者が持参したみそ汁の塩分濃度を測定する。<br>【地区栄養改善事業】            |
|                | 高齢者の身体的・心理的・社会的な虚弱の状態（フレイル）を予防し、健康寿命の延伸を図るため、フレイルチェックを実施し、地域における自主的な健康づくり活動を支援する。<br>【シニア元気アップ（フレイル予防）事業】                       |
| 家庭<br>生産者・事業者  | 正しい食品衛生知識の普及啓発のため、講習会・講演会の開催、ホームページ・広報誌による情報提供を積極的に行う。<br>【食品衛生に関する講習会および情報提供】  |
| 教育・保育施設等<br>学校 | 特定給食施設における栄養管理向上のため、個別巡回指導や研修会等を行う。<br>【特定給食施設指導】   |

|       |  |
|-------|--|
| 地域・企業 | <p>地域や職域等において、減塩や栄養バランス等の栄養・食生活に関する健康教育や健康相談を行う。</p> <p style="text-align: right;">【健康教育・健康相談】</p>   |
|       | <p>健康づくりに取り組む事業者を登録し、普及啓発することで、食を通じた市民の健康づくりを推進する。</p> <p>(ベジランチ協力店)</p> <p>昼食に提供している定食または単品料理について、一食あたり野菜を70g以上使用しているメニューがある飲食店等</p> <p>(ベジアップサポート店)</p> <p>野菜の摂取量増加を促すための情報提供媒体を設置している<br/>そうざい製造業者等</p> <p style="text-align: right;">【食の環境づくり推進事業】</p> |

## 基本方針2 基本的な食習慣の形成と定着

家庭は、基本的な食習慣を確立することを意識して、生涯にわたって切れ目なく、心身の健康増進と豊かな人間性をはぐくむ基盤となるため、子どもと保護者が一緒になって取り組むことが重要です。

一方、家族構成の変化やライフスタイル・働き方の多様化等により、朝食の欠食や家族が食を囲んでコミュニケーションを図る機会が減少し、家庭だけでは、健全な食生活を実践することが困難な場面が増えています。

そのため、乳幼児期、学童・思春期においては、教育・保育施設や学校等の給食を活用した食の指導等を通じて、健全な食生活に必要な知識を養うとともに、学校、家庭、地域の連携・協力により、親子で食を学ぶことができる様々な活動を促進し、基本的な食習慣の形成と定着を目指します。

＜秋田市の主な取組一覧＞ ※主な取組は計画期間中に変更となる場合があります

| 対象                 | 取組内容  |
|--------------------|---|
| 家庭                 | 在宅子育て中の親子を対象に、公立保育所の調理師が講師となつて保護者とともに調理を行い、栄養バランスのとれたメニューを紹介するとともに、会食をしながら情報交換を行う。<br>【地域子育て支援事業「おいしい給食つくっちゃお！」<br>～Let's cooking～】 |
|                    | 妊婦やその家族を対象とし、母体の変化に合わせた食事の進め方等について指導を行う。 【食生活学級】  |
|                    | 乳児の保護者を対象とし、月齢に適した離乳食の進め方や調理の仕方、望ましい食生活について指導を行う。 【離乳食教室】   |
|                    | 幼児とその保護者を対象とし、幼児食の進め方や調理の仕方、望ましい食習慣について指導を行う。 【幼児食教室】   |
| 教育・<br>保育施設等<br>学校 | 教育・保育施設等の給食を通して、食べ物に興味を持ち、食べる楽しさを実感できるようにする。<br>【教育・保育施設等の給食を通した食育支援】   |
|                    | 教育・保育施設等に入所している児童の保護者に対し、食に関する情報を掲載した「給食だより」等を配布する。<br>【「給食だより」等を活用した食情報の提供】  |

### 基本方針3 食に関する実践活動の促進

食料は、生産者から消費者の手に届くまでの間に様々な人々が関わり、私たちの食卓に届けられています。

食料生産のグローバル化や都市化により、市民の食卓と食の生産等に関する現場との距離が遠くなることが懸念される中、農産物の収穫や地元食材を使った料理体験などを通じ、食への関心を高めていくことを目指します。

また、生産者や食品関連事業者と市民が交流する機会の充実を図ることにより、食品の生産や流通の仕組み等を理解することで、食への感謝の気持ちと食品ロスは「もったいない」という意識の醸成を目指します。

＜秋田市の主な取組一覧＞ ※主な取組は計画期間中に変更となる場合があります

| 対象                 | 取組内容   |
|--------------------|--|
| 家庭<br>生産者・<br>事業者  | 市民や事業者に対し、食べ残しをしない等の食品ロスの取組について、啓発・周知を行う。 【ごみ減量・再資源化促進事業】  |
| 教育・<br>保育施設等<br>学校 | 教育・保育施設等において、児童が野菜栽培や収穫を体験することにより、食への関心を高める。 【食に親しむ保育の実践】<br>農作物の収穫や出荷、販売作業を通して働くことの意義や価値を学ぶほか、農業への関心を高める機会とする目的に、中学生を対象とした食農体験学習を実施する。 【中学生食農体験学習】  |
| 地域・企業              | 農業、自然、地域文化等に関する体験等を通して人的交流の促進を図るとともに、本市農業への理解を深める機会を提供する。 【さとぴあ講座】<br>援農ボランティアと農家をマッチングすることにより、農作業を通じて本市農業への理解を深める機会とともに、後継者不足や高齢化によって人手不足に悩む各農家の実情に合わせて、農家を直接的にサポートすることを目的として行う。 【援農ボランティア】 |

#### 基本方針4 地域の食と食文化への理解促進

郷土料理は、地域の伝統や風土と地元食材が結びつくことによって、地域の個性とも言える多彩な食文化を生み出す源となり、文化の伝承や発展にも寄与しています。しかし、共働きや単身世帯の増加といった社会構造の変化や、ライフスタイルの変化による、コンビニエンスストアやスーパーのそうざい、弁当への需要の高まりは、伝統的な食文化の継承にも影響を及ぼしています。

このような状況を踏まえ、地元食材の魅力を幅広い世代に周知することで、「食」と「農業」に関する理解を深めるほか、学校給食に市内産農産物を使用し、食に関する指導の「生きた教材」とすることで、地元食材を活用した地域の食と食文化の理解促進を図っていきます。また、地域の高齢者などを通じて、家庭や地域で受け継がれてきた家庭料理や郷土料理などの食文化について、学ぶ機会の充実を図ります。

＜秋田市の主な取組一覧＞ ※主な取組は計画期間中に変更となる場合があります

| 対象                 | 取組内容  |
|--------------------|---|
| 家庭                 | 市民に対し農業に関心を持つもらうため、園芸振興センターを開放し、野菜・花きの直売、体験イベント等を行う。<br>【園芸振興センター開放DAY】 |
|                    | 代表的な郷土料理である「きりたんぽ」作りを通して、伝統文化継承の一翼を担う。<br>【まんたらめ ちびっこキャンプ】              |
|                    | 季節の行事であるもちつき活動を通して、地域の食と食文化の理解促進を図る。<br>【まんたらめ ウィンターキャンプ】               |
| 教育・<br>保育施設等<br>学校 | 地産地消の取組として、園芸振興センター産の野菜の一部を大住小学校の給食に提供する。<br>【学校給食】                     |

## 2 数値目標

計画を推進するにあたり、基本方針に沿って以下の8つの指標を設定し、目標の達成に向けて進行管理と評価を行います。

### 基本方針1 食を通じた健康づくりの推進

| 指標                                     | 現況（R6年度） | 目標（R12年度） |
|--|----------|-----------|
| 肥満傾向にある子どもの割合<br>(10歳（小学5年生）：肥満度20%以上) | 13.1%    | 13.0%     |

[学校保健統計報告書] ※関連計画：健康あきた市21

※肥満度 [実測体重(kg) - 身長別標準体重(kg)] / 身長別標準体重(kg) × 100(%)]

| 指標  | 現況（R6年度） | 目標（R12年度） |
|---|----------|-----------|
| 主食・主菜・副菜を組み合わせた食事を1日2回以上<br>ほぼ毎日食べている市民の割合（20歳以上） | 64.0%    | 83.2%     |

[秋田県「健康づくりに関するアンケート調査」（秋田市分）]

※本調査は3年ごとに実施のため、指標の把握ができるのは3年に1度

### 基本方針2 基本的な食習慣の形成と定着

| 指標                   | 現況（R6年度） | 目標（R12年度） |
|----------------------|----------|-----------|
| 小学生における朝食の摂取率（小学6年生） | 85.6%    | 88.0%     |

[全国学力・学習状況調査]

| 指標                      | 現況（R6年度） | 目標（R12年度） |
|-------------------------|----------|-----------|
| 1日1回はみんなで食事をする割合（子育て世代） | 99.0%    | 100%      |

[3歳児健康診査アンケート] ※関連計画：秋田市こども計画

### 基本方針3 食に関する実践活動の促進

| 指標   | 現況（R6年度） | 目標（R12年度） |
|--|----------|-----------|
| 農業や料理体験をした市民の数<br>(援農ボランティア、さとぴあ講座(農業・食体験関連)の参加者数) | 2,203人   | 2,332人    |

[産業企画課調べ]

| 指標              | 現況（R6年度） | 目標（R12年度） |
|-----------------|----------|-----------|
| 卸売市場開放イベントの売上実績 | 86,722千円 | 前年度比プラス   |

[公設地方卸売市場調べ]

### 基本方針4 地域の食と食文化への理解促進

| 指標               | 現況（R6年度） | 目標（R12年度） |
|------------------|----------|-----------|
| 学校給食への市内産農産物の使用率 | 6.8%     | 10.0%     |

[産業企画課調べ] ※関連計画：秋田市農林水産業・農村振興基本計画

| 指標                                     | 現況（R7年度） | 目標（R12年度） |
|--|----------|-----------|
| 地域や家庭で受け継がれてきた伝統的な料理や食文化を市民に伝える取組の開催回数 | 5回       | 10回       |

[事業実施関係課所室調べ]

## 第4章 ライフステージに応じた取組の視点

生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性をはぐくむためには、各ライフステージに応じた取組を切れ目なく継続的に行うことが必要です。

### ライフステージ別の主なポイント

#### ＜妊娠期＞

- ・お母さんの健康と赤ちゃんの健やかな発育のために、体づくりが大切な時期です。
- ・健康な赤ちゃんを出産するためには、バランスのよい食生活を実践し、体重増加を適切にコントロールすることが大切です。

#### ＜乳幼児期（0～5歳）＞

- ・生涯にわたる健康づくりの基盤となる重要な時期です。
- ・食の体験を通じて食べる意欲を育てるとともに、発達段階に応じた適切な食生活を送ることが大切です。

#### ＜学童・思春期（6～18歳）＞

- ・様々な学習や体験を通して食に関する知識やマナーを学び、食の大切さを実感する重要な時期です。
- ・心身ともに大きく成長するこの時期は、食事の時間や内容を自分で選択する機会が増えるため、将来の自立につながるような食事のとり方を教え、食の自己管理能力を身につけていくことが大切です。

#### ＜成人期（19～64歳）＞

- ・仕事や子育て等のため、多忙で、健康や食への関心が薄くなり、偏った食生活となる傾向があり、生活習慣病のリスクが増加する時期です。
- ・健全な食生活を実践するとともに、食文化を次世代に伝えることが大切です。

#### ＜高齢期（65歳以上）＞

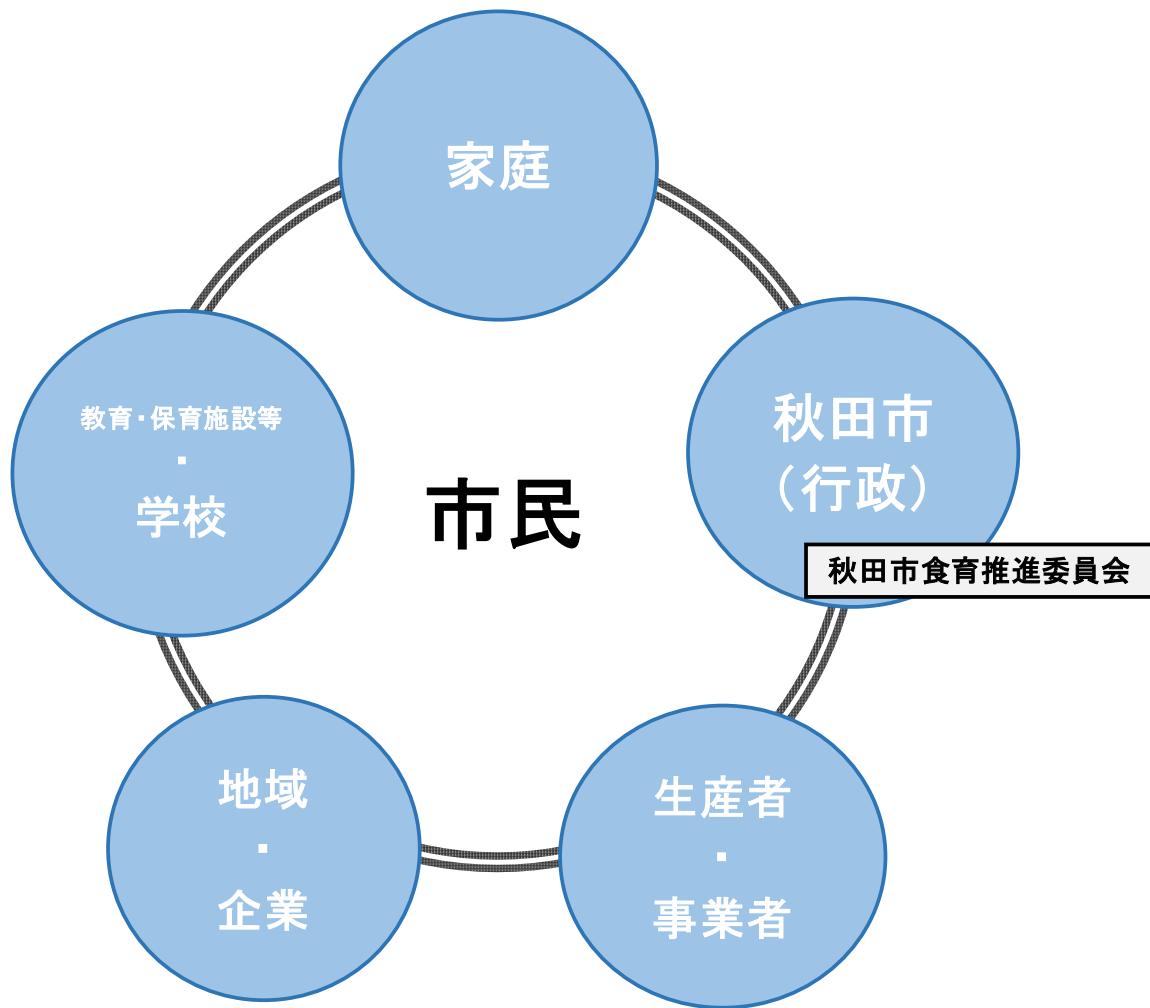
- ・食を通じた豊かな生活を実現し、食の知識・経験や食文化を次世代に伝える時期です。
- ・食べ物を噛む力や運動量の減少による食事量が低下のため、低栄養とならないよう気をつけることで、生活の質（QOL）の向上を図ることが大切です。

| ライフステージ            | 取組の視点   |
|--------------------|---|
| 妊娠期                | <ul style="list-style-type: none"> <li>・バランスのよい食事をとる</li> <li>・主食を中心、エネルギーをしっかりととる</li> <li>・不足しがちなビタミン・ミネラルを副菜でたっぷりとる</li> <li>・主菜を組み合わせてたんぱく質を十分にとる</li> <li>・乳製品、緑黄色野菜、豆類、小魚などでカルシウムを十分にとる</li> <li>・妊娠中の体重増加は、お母さんと赤ちゃんにとって望ましい量にする</li> </ul>  |
| 乳幼児期<br>(0~5歳)     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・生活リズムを整え、規則正しく食事やおやつをとる</li> <li>・素材の味を生かした薄味で、味覚を育てる</li> <li>・発達に合わせた食事で、食べる力を育てる</li> <li>・家族と一緒に楽しい食事をとる</li> <li>・調理体験や栽培体験などにより、食に関わる体験を積み重ねる</li> </ul>  |
| 学童・思春期<br>(6~12歳)  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・毎日、朝食も含め3食規則正しく食べる</li> <li>・栄養バランスを考えて、好き嫌いせずに食べる</li> <li>・よく噛んで食べる習慣を身につける</li> <li>・衛生面に気をつけて、食事の準備や後片付けなど食事づくりに参加する</li> <li>・マナーを考え、会話を楽しみながら食事をとる</li> <li>・食事にかかる多くの人々や自然の恵みに感謝し、残さず食べる</li> <li>・地域の食と伝統的な食文化や食に関わる歴史等に興味・関心をもつ</li> </ul>   |
| 学童・思春期<br>(13~18歳) | <ul style="list-style-type: none"> <li>・自分の適正体重を知り、維持する</li> <li>・毎日、朝食も含め3食規則正しく食べる</li> <li>・望ましい食事の仕方を理解し、適切に食品を選択する</li> <li>・生産者や自然の恵みに感謝し、食品を無駄なく使って調理する</li> <li>・諸外国や地域の風土、食文化を理解する</li> </ul>  |
| 成人期<br>(19~64歳)    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・1日3食食べて適正体重を維持する</li> <li>・1日2回以上、主食・主菜・副菜を組み合わせ、野菜は毎日350g以上、果物は毎日200g程度食べる</li> <li>・うす味を心がけ、減塩に取り組む</li> <li>・家族や仲間と一緒に楽しく食事をとる</li> <li>・市販食品や外食を利用するときは栄養成分表示を確認する</li> <li>・よく噛んでゆっくりと味わって食べる</li> <li>・定期的に歯科健診を受ける</li> <li>・地元食材や郷土料理に关心を持ち、次世代に伝える</li> <li>・適量の購入、注文、調理を心がけ、食品ロスを減らす</li> </ul> |
| 高齢期<br>(65歳以上)     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・1日3食しっかり食べるとともに、いろいろな食品を食べる</li> <li>・1日2回以上、主食・主菜・副菜を組み合わせて食べる</li> <li>・噛みごたえのある食品を食べる</li> <li>・家族や仲間と一緒に楽しく食事をとる</li> <li>・歯や口の健康を保つため、定期的な歯科健診やセルフケアに加え、口の体操などを取り入れる</li> <li>・家庭や地域で受け継がれてきた郷土料理や食文化を次世代に伝える</li> <li>・適量の購入、注文、調理を心がけ、食品ロスを減らす</li> </ul>  |

## 第5章 計画の推進

### 1 計画の推進体制

市民自ら主体的に食育を実践できるよう、家庭、教育・保育施設等、学校、地域、企業、生産者、食品関連事業者、秋田市（行政）が互いに連携・協力しながら食育を推進します。



### 2 計画の進捗管理

施策を効果的・効率的に推進する観点から、食育に取り組む関係課所室が中心になって毎年度の取組状況や指標の達成状況等を把握し、課題等の分析を行います。

その後、庁内の関係課所室長で構成する「秋田市食育推進委員会」に分析結果等をフィードバックし、P D C A サイクル（Plan：計画、Do：実行、Check：評価、Action：改善）に基づく評価や見直しを行い、適切な進捗管理に努めます。

### 3 食育を推進する場と期待する役割

人はライフステージに応じて、家庭や地域、学校、職場など様々な場で社会生活を営んでいます。市民の健全な食生活を推進するためには、それぞれの場でその特性に応じた取組を行うことが重要です。

| 主体                  | 期待する役割  |
|---------------------|---|
| 家庭                  | <ul style="list-style-type: none"><li>・家族や友人と一緒に食事を楽しんだり、一緒に食事づくりをする機会を作る</li><li>・家庭の食卓を通して、望ましい食習慣を理解・習得し、健全な食生活を実践する</li><li>・食に関する知識やマナーを身につける</li></ul>  |
| 教育・保育施設等<br>・<br>学校 | <ul style="list-style-type: none"><li>・生活と遊びの中で意欲をもって食に関わる体験を提供する</li><li>・給食や様々な学習活動を通して、自然の恵みとしての食材や調理する人への感謝の気持ちをはぐくむ</li><li>・地元食材や地域の食文化に親しむ機会をつくる</li></ul>   |
| 地域<br>・<br>企業       | <ul style="list-style-type: none"><li>・町内会や地域保健推進員会、民生児童委員協議会などの協力を得ながら、食文化の継承や生活習慣病の予防など、食と健康の学習に取り組む</li><li>・住民の交流の機会を作り、様々な世代が地域の食と食文化に触れる機会を提供する</li><li>・働く世代が多くの時間を過ごす職場等で健康づくりや食育の取組を実践する</li></ul> |
| 生産者<br>・<br>事業者     | <ul style="list-style-type: none"><li>・安全安心な食品を提供するため、市民にわかりやすい情報発信を行う</li><li>・地元食材などに関する情報の受発信等により、消費者と食品関連事業者との交流を促進する</li></ul>   |

## 資料編

### ○食育基本法 (平成十七年六月十七日法律第六十三号) 最終改正: 平成二七年九月一日法律第六六号

前文

第一章 総則 (第一条—第十五条)

第二章 食育推進基本計画等 (第十六条—第十八条)

第三章 基本的施策 (第十九条—第二十五条)

第四章 食育推進会議等 (第二十六条—第三十三条)

附則

二十一世紀における我が国の発展のためには、子どもたちが健全な心と身体を培い、未来や国際社会に向かって羽ばたくことができるようになるとともに、すべての国民が心身の健康を確保し、生涯にわたって生き生きと暮らすことができるようになることが大切である。

子どもたちが豊かな人間性をはぐくみ、生きる力を身に付けていくためには、何よりも「食」が重要である。今、改めて、食育を、生きる上での基本であって、知育、德育及び体育の基礎となるべきものと位置付けるとともに、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てる食育を推進することが求められている。もとより、食育はあらゆる世代の国民に必要なものであるが、子どもたちに対する食育は、心身の成長及び人格の形成に大きな影響を及ぼし、生涯にわたって健全な心と身体を培い豊かな人間性をはぐくんでいく基礎となるものである。

一方、社会経済情勢がめまぐるしく変化し、日々忙しい生活を送る中で、人々は、毎日の「食」の大切さを忘れがちである。国民の食生活においては、栄養の偏り、不規則な食事、肥満や生活習慣病の増加、過度の瘦身志向などの問題に加え、新たな「食」の安全上の問題や、「食」の海外への依存の問題が生じており、「食」に関する情報が社会に氾濫する中で、人々は、食生活の改善の面からも、「食」の安全の確保の面からも、自ら「食」のあり方を学ぶことが求められている。また、豊かな緑と水に恵まれた自然の下で先人からはぐくまれてきた、地域の多様性と豊かな味覚や文化の香りあふれる日本の「食」が失われる危機にある。

こうした「食」をめぐる環境の変化の中で、国民の「食」に関する考え方を育て、健全な食生活を実現することが求められるとともに、都市と農山漁村の共生・対流を進め、「食」に関する消費者と生産者との信頼関係を構築して、地域社会の活性化、豊かな食文化の継承及び発展、環境と調和のとれた食料の生産及び消費の推進並びに食料自給率の向上に寄与することが期待されている。

国民一人一人が「食」について改めて意識を高め、自然の恩恵や「食」に関わる人々の様々な活動への感謝の

念や理解を深めつつ、「食」に関して信頼できる情報に基づく適切な判断を行う能力を身に付けることによって、心身の健康を増進する健全な食生活を実践するために、今こそ、家庭、学校、保育所、地域等を中心に、国民運動として、食育の推進に取り組んでいくことが、我々に課せられている課題である。さらに、食育の推進に関する我が国の取組が、海外との交流等を通じて食育に関して国際的に貢献することにつながることも期待される。

ここに、食育について、基本理念を明らかにしてその方向性を示し、国、地方公共団体及び国民の食育の推進に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

## 第一章 総則

### (目的)

第一条 この法律は、近年における国民の食生活をめぐる環境の変化に伴い、国民が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性をはぐくむための食育を推進することが緊要な課題となっていることにかんがみ、食育に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、食育に関する施策の基本となる事項を定めることにより、食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来にわたる健康で文化的な国民の生活と豊かで活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

### (国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成)

第二条 食育は、食に関する適切な判断力を養い、生涯にわたって健全な食生活を実現することにより、国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成に資することを旨として、行われなければならない。

### (食に関する感謝の念と理解)

第三条 食育の推進に当たっては、国民の食生活が、自然の恩恵の上に成り立っており、また、食に関わる人々の様々な活動に支えられていることについて、感謝の念や理解が深まるよう配慮されなければならない。

### (食育推進運動の展開)

第四条 食育を推進するための活動は、国民、民間団体等の自発的意思を尊重し、地域の特性に配慮し、地域住民その他の社会を構成する多様な主体の参加と協力を得るものとともに、その連携を図りつつ、あまねく全国において展開されなければならない。

### (子どもの食育における保護者、教育関係者等の役割)

第五条 食育は、父母その他の保護者にあっては、家庭が食育において重要な役割を有していることを認識するとともに、子どもの教育、保育等を行う者にあっては、教育、保育等における食育の重要性を十分自覚し、積極的に子どもの食育の推進に関する活動に取り組むこととなるよう、行われなければならない。

### (食に関する体験活動と食育推進活動の実践)

第六条 食育は、広く国民が家庭、学校、保育所、地域その他のあらゆる機会とあらゆる場所を利用して、食料の生産から消費等に至るまでの食に関する様々な体験活動を行うとともに、自ら食育の推進のための活動を実践することにより、食に関する理解を深めることを旨として、行われなければならない。

(伝統的な食文化、環境と調和した生産等への配意及び農山漁村の活性化と食料自給率の向上への貢献)

第七条 食育は、我が国の伝統のある優れた食文化、地域の特性を生かした食生活、環境と調和のとれた食料の生産とその消費等に配意し、我が国の食料の需要及び供給の状況についての国民の理解を深めるとともに、食料の生産者と消費者との交流等を図ることにより、農山漁村の活性化と我が国の食料自給率の向上に資するよう、推進されなければならない。

(食品の安全性の確保等における食育の役割)

第八条 食育は、食品の安全性が確保され安心して消費できることが健全な食生活の基礎であることにかんがみ、食品の安全性をはじめとする食に関する幅広い情報の提供及びこれについての意見交換が、食に関する知識と理解を深め、国民の適切な食生活の実践に資することを旨として、国際的な連携を図りつつ積極的に行われなければならない。

(国の責務)

第九条 国は、第二条から前条までに定める食育に関する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第十条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、食育の推進に関し、国との連携を図りつつ、その地方公共団体の区域の特性を生かした自主的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(教育関係者等及び農林漁業者等の責務)

第十一條 教育並びに保育、介護その他の社会福祉、医療及び保健（以下「教育等」という。）に関する職務に従事する者並びに教育等に関する関係機関及び関係団体（以下「教育関係者等」という。）は、食に関する关心及び理解の増進に果たすべき重要な役割にかんがみ、基本理念にのっとり、あらゆる機会とあらゆる場所を利用して、積極的に食育を推進するよう努めるとともに、他の者の行う食育の推進に関する活動に協力するよう努めるものとする。

2 農林漁業者及び農林漁業に関する団体（以下「農林漁業者等」という。）は、農林漁業に関する体験活動等が食に関する国民の关心及び理解を増進する上で重要な意義を有することにかんがみ、基本理念にのっとり、農林漁業に関する多様な体験の機会を積極的に提供し、自然の恩恵と食に関わる人々の活動の重要性について、国民の理解が深まるよう努めるとともに、教育関係者等と相互に連携して食育の推進に関する活動を行うよう努めるものとする。

(食品関連事業者等の責務)

第十二条 食品の製造、加工、流通、販売又は食事の提供を行う事業者及びその組織する団体（以下「食品関連事業者等」という。）は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、自主的かつ積極的に食育の推進に自ら努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する食育の推進に関する施策その他の食育の推進に関する活動に協力するよう努めるものとする。

(国民の責務)

第十三条 国民は、家庭、学校、保育所、地域その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、生涯にわたり健全な食生活の実現に自ら努めるとともに、食育の推進に寄与するよう努めるものとする。

(法制上の措置等)

第十四条 政府は、食育の推進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告)

第十五条 政府は、毎年、国会に、政府が食育の推進に関して講じた施策に関する報告書を提出しなければならない。

## 第二章 食育推進基本計画等

(食育推進基本計画)

第十六条 食育推進会議は、食育の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために、食育推進基本計画を作成するものとする。

2 食育推進基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 食育の推進に関する施策についての基本的な方針
- 二 食育の推進の目標に関する事項
- 三 国民等の行う自発的な食育推進活動等の総合的な促進に関する事項
- 四 前三号に掲げるもののほか、食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 食育推進会議は、第一項の規定により食育推進基本計画を作成したときは、速やかにこれを内閣総理大臣に報告し、及び関係行政機関の長に通知するとともに、その要旨を公表しなければならない。

4 前項の規定は、食育推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県食育推進計画)

第十七条 都道府県は、食育推進基本計画を基本として、当該都道府県の区域内における食育の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県食育推進計画」という。）を作成するよう努めなければならない。

2 都道府県（都道府県食育推進会議が置かれている都道府県にあっては、都道府県食育推進会議）は、都道府県食育推進計画を作成し、又は変更したときは、速やかに、その要旨を公表しなければならない。

(市町村食育推進計画)

第十八条 市町村は、食育推進基本計画（都道府県食育推進計画が作成されているときは、食育推進基本計画及び都道府県食育推進計画）を基本として、当該市町村の区域内における食育の推進に関する施策についての計画（以下「市町村食育推進計画」という。）を作成するよう努めなければならない。

2 市町村（市町村食育推進会議が置かれている市町村にあっては、市町村食育推進会議）は、市町村食育推進計画を作成し、又は変更したときは、速やかに、その要旨を公表しなければならない。

### 第三章 基本的施策

#### (家庭における食育の推進)

第十九条 国及び地方公共団体は、父母その他の保護者及び子どもの食に対する関心及び理解を深め、健全な食習慣の確立に資するよう、親子で参加する料理教室その他の食事についての望ましい習慣を学びながら食を楽しむ機会の提供、健康美に関する知識の啓発その他の適切な栄養管理に関する知識の普及及び情報の提供、妊娠産婦に対する栄養指導又は乳幼児をはじめとする子どもを対象とする発達段階に応じた栄養指導その他の家庭における食育の推進を支援するために必要な施策を講ずるものとする。

#### (学校、保育所等における食育の推進)

第二十条 国及び地方公共団体は、学校、保育所等において魅力ある食育の推進に関する活動を効果的に促進することにより子どもの健全な食生活の実現及び健全な心身の成長が図られるよう、学校、保育所等における食育の推進のための指針の作成に関する支援、食育の指導にふさわしい教職員の設置及び指導的立場にある者の食育の推進において果たすべき役割についての意識の啓発その他の食育に関する指導体制の整備、学校、保育所等又は地域の特色を生かした学校給食等の実施、教育の一環として行われる農場等における実習、食品の調理、食品廃棄物の再生利用等様々な体験活動を通じた子どもの食に関する理解の促進、過度の痩身又は肥満の心身の健康に及ぼす影響等についての知識の啓発その他必要な施策を講ずるものとする。

#### (地域における食生活の改善のための取組の推進)

第二十一条 国及び地方公共団体は、地域において、栄養、食習慣、食料の消費等に関する食生活の改善を推進し、生活習慣病を予防して健康を増進するため、健全な食生活に関する指針の策定及び普及啓発、地域における食育の推進に関する専門的知識を有する者の養成及び資質の向上並びにその活用、保健所、市町村保健センター、医療機関等における食育に関する普及及び啓発活動の推進、医学教育等における食育に関する指導の充実、食品関連事業者等が行う食育の推進のための活動への支援等必要な施策を講ずるものとする。

#### (食育推進運動の展開)

第二十二条 国及び地方公共団体は、国民、教育関係者等、農林漁業者等、食品関連事業者等その他の事業者若しくはその組織する団体又は消費生活の安定及び向上等のための活動を行う民間の団体が自発的に行う食育の推進に関する活動が、地域の特性を生かしつつ、相互に緊密な連携協力を図りながらあまねく全国において展開されるようにするとともに、関係者相互間の情報及び意見の交換が促進されるよう、食育の推進に関する普及啓発を図るための行事の実施、重点的かつ効果的に食育の推進に関する活動を推進するための期間の指定その他必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、食育の推進に当たっては、食生活の改善のための活動その他の食育の推進に関する活動に携わるボランティアが果たしている役割の重要性にかんがみ、これらのボランティアとの連携協力を図りながら、その活動の充実が図られるよう必要な施策を講ずるものとする。

(生産者と消費者との交流の促進、環境と調和のとれた農林漁業の活性化等)

第二十三条 国及び地方公共団体は、生産者と消費者との間の交流の促進等により、生産者と消費者との信頼関係を構築し、食品の安全性の確保、食料資源の有効な利用の促進及び国民の食に対する理解と関心の増進を図るとともに、環境と調和のとれた農林漁業の活性化に資するため、農林水産物の生産、食品の製造、流通等における体験活動の促進、農林水産物の生産された地域内の学校給食等における利用その他のその地域内における消費の促進、創意工夫を生かした食品廃棄物の発生の抑制及び再生利用等必要な施策を講ずるものとする。

(食文化の継承のための活動への支援等)

第二十四条 国及び地方公共団体は、伝統的な行事や作法と結びついた食文化、地域の特色ある食文化等我が国の伝統のある優れた食文化の継承を推進するため、これらに関する啓発及び知識の普及その他の必要な施策を講ずるものとする。

(食品の安全性、栄養その他の食生活に関する調査、研究、情報の提供及び国際交流の推進)

第二十五条 国及び地方公共団体は、すべての世代の国民の適切な食生活の選択に資するよう、国民の食生活に関し、食品の安全性、栄養、食習慣、食料の生産、流通及び消費並びに食品廃棄物の発生及びその再生利用の状況等について調査及び研究を行うとともに、必要な各種の情報の収集、整理及び提供、データベースの整備その他食に関する正確な情報を迅速に提供するために必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、食育の推進に資するため、海外における食品の安全性、栄養、食習慣等の食生活に関する情報の収集、食育に関する研究者等の国際的交流、食育の推進に関する活動についての情報交換その他国際交流の推進のために必要な施策を講ずるものとする。

#### 第四章 食育推進会議等

(食育推進会議の設置及び所掌事務)

第二十六条 内閣府に、食育推進会議を置く。

2 食育推進会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 食育推進基本計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、食育の推進に関する重要事項について審議し、及び食育の推進に関する施策の実施を推進すること。

(組織)

第二十七条 食育推進会議は、会長及び委員二十五人以内をもって組織する。

(会長)

第二十八条 会長は、内閣総理大臣をもって充てる。

- 2 会長は、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(委員)

第二十九条 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第九条第一項に規定する特命担当大臣であつて、同項の規定により命を受けて同法第四条第一項第十八号に掲げる事項に関する事務及び同条第三項第二十七号の三に掲げる事務を掌理するもの（次号において「食育担当大臣」という。）
  - 二 食育担当大臣以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
  - 三 食育に関して十分な知識と経験を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第三号の委員は、非常勤とする。

(委員の任期)

第三十条 前条第一項第三号の委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 前条第一項第三号の委員は、再任されることができる。

(政令への委任)

第三十一条 この章に定めるもののほか、食育推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

(都道府県食育推進会議)

第三十二条 都道府県は、その都道府県の区域における食育の推進に関して、都道府県食育推進計画の作成及びその実施の推進のため、条例で定めるところにより、都道府県食育推進会議を置くことができる。

- 2 都道府県食育推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、都道府県の条例で定める。

(市町村食育推進会議)

第三十三条 市町村は、その市町村の区域における食育の推進に関して、市町村食育推進計画の作成及びその実施の推進のため、条例で定めるところにより、市町村食育推進会議を置くことができる。

- 2 市町村食育推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、市町村の条例で定める。

## 附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

### 附 則（平成二一年六月五日法律第四九号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、消費者庁及び消費者委員会設置法（平成二十一年法律第四十八号）の施行の日から施行する。

### 附 則（平成二七年九月一日法律第六六号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定

める日から施行する。

一 附則第七条の規定 公布の日

(食育基本法の一部改正に伴う経過措置)

第四条 この法律の施行の際現に第二十五条の規定による改正前の食育基本法第二十六条第一項の規定により置かれている食育推進会議は、第二十五条の規定による改正後の食育基本法第二十六条第一項の規定により置かれる食育推進会議となり、同一性をもって存続するものとする。

(政令への委任)

第七条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

# ○秋田市食育推進委員会設置要綱

## (設置)

第1条 秋田市食育推進計画（以下「計画」という。）を円滑に推進するとともに、府内の連絡調整を図るため、

秋田市食育推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

## (所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) 計画のための調査および研究に関すること。
- (3) 計画の進捗管理に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、計画の推進のために必要な事項に関すること。

## (組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長および委員をもって組織する。

2 委員長、副委員長および委員は、次の職にあるものをもって充てる。

委員長 保健総務課長

副委員長 保健予防課長

委員 特定健診課長、長寿福祉課長、衛生検査課長、子ども育成課長、子ども健康課長、  
産業企画課六次産業担当課長、学事課長、学校教育課長、生涯学習室長

3 委員長は、計画の策定に必要があると認めるときは、関係課所室の課長を委員として指名することができる。

## (委員長および副委員長)

第4条 委員長は、委員会の会務を総理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が欠けたとき又は委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

## (会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長は、その議長となる。

2 委員長は、計画の策定に関し必要があるときは、委員長が指名する次に掲げる者を会議に出席させ、意見を聞くことができる。

- (1) 食育について識見を有する者
- (2) 食育に関する団体から推薦された者
- (3) その他学識経験を有する者

## (府内ワーキンググループ)

第6条 計画の具体的な内容等の検討および計画の取組状況等を把握するため、委員会にワーキンググループを置くことができる。

2 府内ワーキンググループは、計画に基づき、食育の推進に取り組む課所室の担当職員をもって組織する。

3 前2項に定めるもののほか市内ワーキンググループの組織および運営に関し必要な事項は、別に定める。

(事務局)

第7条 委員会の事務局は、保健総務課に置く。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営その他に関して必要な事項は、別に定める。

#### 附 則

この要綱は、令和7年7月9日から施行する。

#### 第5条関係 第4次計画の策定に関するアドバイザー

| 氏 名   | 役 職 等                 |
|-------|-----------------------|
| 河越 厚子 | 公益社団法人秋田県栄養士会常務理事     |
| 熊谷 昌則 | 聖霊女子短期大学生活文化科健康栄養専攻教授 |

#### ○第4次計画の策定経過（予定）

| 年 月 日                  | 経 過                               |
|------------------------|-----------------------------------|
| 令和7年6月19日              | 市議会厚生委員会で説明<br>・計画の策定について         |
| 令和7年7月30日              | 第1回秋田市食育推進委員会<br>・計画の策定等について      |
| 令和7年11月21日             | 第2回秋田市食育推進委員会<br>・計画の素案について       |
| 令和7年12月 日              | 市議会厚生委員会で説明<br>・計画の素案について         |
| 令和7年12月 日<br>～令和8年1月 日 | パブリックコメント実施<br>(市民100人会への意見聴取を含む) |
| 令和8年2月 日               | 第3回秋田市食育推進委員会<br>・計画の成案について       |
| 令和8年3月 日               | 市議会厚生委員会で説明<br>・計画の成案について         |

## **第4次秋田市食育推進計画**

**元気なあきたは食事から**

**～食を通じて健康な心と体をはぐくもう～**

◎令和 年 月発行◎

編集・発行：秋田市保健所保健総務課・保健予防課

〒010-0976 秋田市八橋南一丁目8番3号

TEL:018-883-1170（保健総務課）